

青森県報

号外第二十九号

平成十九年
三月三十日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) …… 一
青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 三
青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………	(労政・能力開発課) …… 四
青森県工業総合研究センター利用規則の一部を改正する規則……………	(新産業課) …… 四
青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………	(港湾空港課) …… 五
青森県県営住宅規則の一部を改正する規則……………	(建築住宅課) …… 五
青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則……………	(同) …… 六
青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………	(同) …… 六
官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令……………	(総務学事課) …… 七
青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令……………	(同) …… 九
徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令……………	(税務課) …… 二

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………

(防災消防課) …… 二

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令……………

(同) …… 三

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令……………

(行政経営推進室) …… 四

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令……………

(観光企画課) …… 四

青森県労働委員会事務局外務規程の一部を改正する訓令……………

(労働委員会事務局) …… 五

青森県報発行規程の一部を改正する規程……………

(総務学事課) …… 五

規 則

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「の各号」を削り、「吏員に」を「職員に」に改め、同条第二項中「地域県民局又は県税事務所の長(以下「県税事務所長等」という。)(」を「地域県民局長」に改める。

第三条の二及び第四条の二中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第五条第二項中「又は県税事務所」を削る。

第六条第一項第一号及び第二号中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(個人)の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第六条の二 知事は、条例第四十六条第一項の規定により市町村長から計算書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、当該計算書に係る徴収取扱費の全額を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、七月末日までに提出された計算書に係る徴収取扱費(地方税法第四十七条第一項第一号に係るものに限る。)については、知事は、当該計算書の内容を審査し、知事が定めるところにより交付するものとする。

第七条の二に次の一項を加える。

6 第三項及び前項(第一号に係る部分に限る。)の規定により電子署名を行うべき者が税法第一条第一項第一号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が電子情報処理組織を使用して第二項の申告を行う場合には、第三項及び前項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用しない。

第八条の二第三項中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第十三条の二第一項及び第二項中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改め、同条第三項第一号中「地域県民局長若しくは健康福祉こどもセンターの長」を「地域県民局長」に改め、同項第二号及び同条第四項中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改め、同条第六項中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に、「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第十三条の二第三項第一項中「の各部」を削り、「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改め、同項第六号中「若しくは第十六条」を「から第十六条まで」に、「まつ消登録」を「抹消登録」に改める。

第十三条の九第一項、第二項及び第五項、第十三条の十第三項及び第四項並びに第十三条の十一(第三項を除く。)中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改める。

第十四条中「西北地方農林水産事務所」の長」を「西北地域県民局地域農林水産部長」に、「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第十四条の二第二項、第十五条及び第十六条中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改める。

第十九条第一項中「県税事務所長等」を「地域県民局長」に改め、「又は県税事務所」を削る。

第二十条第二号中「若しくは県税事務所」の所管区域にわたり、又は地域県民局及び県税事務所」を削る。

第十二号様式(その一及びその二)中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」

を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改め、同条第2号の図中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改め、同条第3号の図中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第十三号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第十四号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第十七号様式(その一)中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改め、同条第2号の図中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第十八号様式(その一)中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第十九号様式(その一)中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十号様式(その一)中「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十一号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十二号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十三号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十四号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十五号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十六号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

第二十七号様式(「(県税事務所長)」を削り、「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に改める。

に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改める。

第三号様式中「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改める。

第四号様式中「おける公定歩合」を「おける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定めらるる商業手形の基準割引率」に、「当該公定歩合」を「当該商業手形の基準割引率」に、「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に、「青森県税事務所長」を「東青地域県民局長」に改める。

第五号様式中「県税事務所」を「地域県民局」に、「青森県税事務所」を「青森県税事務所」に改める。

第七号様式中「滄葺事務所」を「地域県民局」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則（平成十二年三月青森県規則第一百十一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「ビル設備管理」及び「眼鏡レンズ加工」を削る。

第二項中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「若しくは特別支援学校」に改め、同項の表中「紳士服製造」の下に「寝具製作」を、「塗装」の下に「広告美術仕上げ」を、「商品装飾展示」の下に「フラワー装飾」を、「テクニカルイラストレーション」の下に「機械・プラント製図」を加える。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県工業総合研究センター利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十五号

青森県工業総合研究センター利用規則の一部を改正する規則

青森県工業総合研究センター利用規則（平成十五年三月青森県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表第一第五号及び第六号」を「別表第一第四号及び第五号」に、「金属材料の分析並びに鉱石類及び排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）」「を「無機分析のうち金属材料及び鉱石類の分析（エネルギー分散型エックス線分析装置によるものを除く。）並びに排水等の分析」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「青森県工業総合研究センター」使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号。以下「使用料等徴収条例」という。）を「使用料等徴収条例」に、「から第四号」を「から第三号」に、「（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。）のうち、「を「のうち」に、「並びに鉱石類及び排水等の分析（分光光度計によるものを除く。）」を「及びエネルギー分散型エックス線分析装置による分析並びに有機分析のうち全有機体炭素測定」に、「金属材料物理試験、組織試験、探傷試験及び砂試験を除く」を「飲食物試験及び骨材試験に限る」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

センターの所長（以下「所長」という。）は、センター（弘前地域技術研究所及び八戸地域技術研究所を除く。以下この項において同じ。）の業務に支障がないと認められる場合は、センターの青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例（平成十五年三月青森県条例第五号。以下「使用料等徴収条例」という。）別表第一第六号に掲げる機械を使用させ、並びに使用料等徴収条例別表第二一号に掲げる化学分析（無機分析）（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。以下同じ。）のうちエネルギー分散型エックス線分析装置による分析及び有機分析（高周波プラズマ発光分析装置によるものを除く。以下同じ。）のうち全有機体炭

素測定に限る。()及び同表第二号に掲げる試験(レーザー顕微鏡及び走査型電子顕微鏡による試験に限る。()の依頼を受けることができる。

第三条中「弘前地域技術研究所又は八戸地域技術研究所」を「センター」に、「弘前地域技術研究所長」を「所長、弘前地域技術研究所長」に改める。

第四条中「弘前地域技術研究所長」を「所長、弘前地域技術研究所長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「青森県工業試験センター弘前(八戸)地域技術研究所」を「青森県工業試験センター所長(弘前(八戸)地域技術研究所長)」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

青森県港湾管理条例施行規則(平成十二年三月青森県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第十三条第三項第三号の規則で定める特別の理由は、次に掲げるものとする。

- 一 航海訓練又は漁業練習若しくは漁業調査のため港湾施設を使用すること。
- 二 港湾の開発を促進し、又は港湾の利用を増進する港湾施設の使用であると知事が認めること。

第八条中「又は県土整備事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十七条第五項」の下に「(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十二条中「第四項ただし書」の下に「(これらの規定を条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十三条中「第二十七条第五項」の下に「(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十四条中「第二十七条第六項」の下に「(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

第十七条中「第二十九条第七項」の下に「(条例第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第一是川団地の項中「百九十九戸」を「二百十二戸」に改め、同表白山団地の項中「六十戸」を「七十二戸」に改める。

別表第二中

多賀台団地	駐車区画A	二千円
	駐車区画B	七百円
多賀台団地		二千円

に改める。

第九号様式中「第28条第1項」の次に「(青森県工業試験センター第28条の二において準用する公営住宅法第28条第1項)」を加える。

第二十号様在中「第29条第1項」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第1項)」を加える。

第十七号様在中「第27条第3項ただし書」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第3項ただし書)」を加える。

第十八号様在中「第27条第4項ただし書」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第4項ただし書)」を加える。

第十九号様在中「第27条第5項」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第5項)」を加える。

第二十号様在中「第27条第6項」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第27条第6項)」を加える。

第二十三号様在中「第29条第7項」の次に「(青森県営住宅条例第28条の2において準用する公営住宅法第29条第7項)」を加える。

第二十四号様在中
精神障害者地域生活援助事業
知的障害者地域生活援助事業
認知症対応型老人共同生活援助事業

を
「
認知症対応型老人共同生活援助事業
精神障害者又は知的障害者に対して共同生活介護又は共同生活援助を行う事業
ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業
」
」

」
」
」

」
」
」

第二十五号様在中「精神障害者地域生活援助事業(知的障害者地域生活援助事業、認知症対応型老人共同生活援助事業)」を「認知症対応型老人共同生活援助事業(精神障害者又は知的障害者に対して共同生活介護又は共同生活援助を行う事業、ホームレス自立支援事業により就業した者に対して生活上の支援を行う事業)」とする。

附 則
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県特定公共賃貸住宅規則の一部を改正する規則

青森県特定公共賃貸住宅規則(平成九年七月青森県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中白山台団地の項を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十九号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「及び県土整備事務所」を削り、同条第一項及び第二項中「又は県土整備事務所」を削る。

第三条第一項中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改め、「又は県土整備事務所長」を削り、同条第二項中「又は県土整備事務所長」を削り、同項第一号中「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に、「第八十五条第三項若しくは第四項」を「第八十五条第三項若しくは第五項」に改める。

第六条の見出し中「フレキシブルディスク」を「磁気ディスク等」に改め、同条中「下北地域民局、五所川原県土整備事務所及び十和田県土整備事務所」を「西北地

域県民局、上北地域県民局及び下北地域県民局」に改める。

第十一条第一項中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第十三条第二項中「吏員」を「職員」に改める。

第十五条第一項の表中「第四項の」を「第五項の」に、「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項若しくは第十四項」に改める。

第十七条第六号中「第十条第一項」を「第十条第二項又は第三項」に改め、同条第七号中「第十条第二項」を「第十条第四項」に、「第十条第一項」を「第十条第二項又は第三項」に改め、同条第十六号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第四十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第十八条中「又は県土整備事務所」を削る。

第十九条第一項及び第二十六条中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

第二十七条第一項中「第十一条の七第一項及び第二項」を「第十一条の四第一項」に改め、「又は県土整備事務所」を削り、同条第四項中「及び県土整備事務所長」を削る。

第二十八条中「又は県土整備事務所長」を削る。

第三十条中「及び県土整備事務所長」を削る。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第二十四号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

官報報告事務取扱規程の一部を改正する訓令

官報報告事務取扱規程（昭和二十三年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及びエネルギー総合対策局」及び「又はエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を削る。

第四条及び第五条中「及びエネルギー総合対策局」を削る。

第六条の表の第一号の(一)中「第二号様式」を「第一号様式」に改め、同表の第二号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同表の第三号中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同表の第四号中「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同表の第五号の(一)中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同表の(二)中「部長及びエネルギー総合対策局長」を「知事の直近下位の内部組織（地方自治法第百五十八条第一項に規定する直近下位の内部組織をいう。）の長及び公営企業管理者」に、「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同表の(三)中「第七号様式」を「第六号様式」に改め、同表の(四)中「選挙管理委員会」を「公安委員会、監査委員」に改め、「公安委員会」を削り、「第八号様式又は第十号様式」を「第七号様式又は第九号様式」に改め、同表の(五)中「監査委員」を「選挙管理委員会の委員」に、「第九号様式又は第十号様式」を「第八号様式」に改め、同表の(六)中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同表の(七)中「人事委員会、監査委員」を「監査委員、人事委員会」に、「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同表の第六号中「第十一号様式」を「第十号様式」に改める。

第二号様式を次のように改める。

第二号様式（地方税）（第六条関係）
（不服申立てがあつた場合）

青森県

地方税

×××税について、次のとおり不服申立てがあつた。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあつた日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 不服申立ての概要
- 五 関係地方公共団体
- 六 その他必要な事項

(注) 県内の市町村の場合は、青森県の欄の下に(××市(町・村)と)かつこ書きすること。
 (不服申立てに対する決定又は裁決をした場合)
 青森県
 地方税

地方税

×月×日第×号紙に掲載された不服申立てについて次のとおり決定(裁決)した。

- 一 不服申立人の住所及び氏名
- 二 不服申立てがあつた日
- 三 不服申立ての目的となつた処分
- 四 関係地方公共団体名
- 五 決定(裁決)の日
- 六 決定(裁決)の内容
- 七 その他必要な事項

(注) 県内の市町村の場合は、青森県の欄の下に(××市(町・村)と)かつこ書きすること。
 第三号様式を削り、第四号様式を第三号様式とし、第五号様式を第四号様式とする。

第六号様式の(注)の1中「場合は、」を「場合は「に、」場合には、「を」場合には「に、」とする」の下に「(一人の場合は「以上」は記載しない。)(」を加え、同(注)の2中「とする」を「とし、異動事由が任期満了(定年退職・死亡退職)である場合は、上段に「任期満了(定年退職・死亡退職)」と記載する」に改め、同(注)の3中「部長、エネルギー総合対策局長、事務局長及び教育長」を「第六条の表の第五号の(一)から(七)までに掲げる職」に、「旧職欄は事務吏員又は技術吏員等」を「下段は職員等(旧職が一般企業等の場合は空欄とすること。)(」に、「付さない。また」を「付さずに記載する。ただし」に、「旧職欄」を「について」に改め、同(注)に次のように加える。

- 4 同じ表現や役職が続く場合は「同」を使用すること。
- 5 「事務取扱」等は掲載できないこと。
- 6 役職が「兼××」等の場合は、部分だけを掲載し、××部分は削ること。

第六号様式を第五号様式とする。

第七号様式中「(欠員)」を「(欠員)」に改め、同様式の(注)を次のように改める。

(注) 1 () は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に記載すること。

- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日」等とし、同日であれば「×月×日」等とすること。

第七号様式を第六号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第七号様式(人事異動)(第六条関係)

青森県

××委員会委員(監査委員) 任命(選任)

委員は、×月×日任期満了し(退職し・失職し・罷免され) ()、欠員であつたところ、×月×日次の者が任命²(選任)された。

××委員会委員(監査委員) 氏 名

(注) 1 () は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に、() は監査委員又は人事委員会委員の異動の場合に記載すること。

- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日」等とすること。
- 3 二名の場合は「委員及び委員」と、三名以上の場合には「委員、委員及び委員」等とすること。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。
 第八号様式(人事異動)(第六条関係)

青森県

選挙管理委員会委員選挙(補欠)

委員は、×月×日任期満了し(退職し・失職し・罷免され) ()、欠員であつたところ、×月×日次の者が選挙(補欠)された。

選挙管理委員会委員 氏 名

(注) 1 () は前任者が退職し、後任者が任命等されるまで二日以上期間があつた場合に記載すること。

- 2 異動日が同じ月であれば「×月×日」等とし、同日であれば「×月×日」等とすること。
- 3 二名の場合は「委員及び委員」と、三名以上の場合には「委員、委員及び委員」等とすること。
- 4 任期満了する前に選挙が行われた場合は「×月×日任期満了となるため、

×月×日次の者が選挙された。」とすること。
第九号様式（人事異動）（第六条関係）
青森県

××委員会委員（監査委員）再任

委員は、×月×日再任された。

（注）二名の場合は「委員及び委員」と、二名以上の場合は「委員、委員及び委員」等とすること。

第十号様式を削る。

第十一号様式中「××の位置を次の位置に」及び「××を廃止した」を削り、同様式を第十号様式とする。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県文書取扱規程（昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十二条」を「第四十三条」に、「第四十三条・第四十四条」を「第四十四条」に改め、「第六節 青森県立中央病院における特例（第九十条）」を削り、「第九十一条」を「第九十条」に改める。

第四条第一項中「、チームリーダー及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を「及びチームリーダー」に改め、「第三十一条、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十条並びに第四十六条第一項を除き、」

及び「地域連携室長及び」を削る。

第五条中「エネルギー総合対策局、」を削る。

第九条第二項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第十九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条第三号中「青森県行政機関等設置条例」を「青森県地域県民局及び行政機関設置条例」に改める。

第十三条の表中「除く。」の下に「エネルギー総合対策局長印」を、「第十六条」の下に「第十六条の二」を加え、エネルギー総合対策局長印、課長印、室長印、チームリーダー印の項を削り、

エネルギー総合対策局のグループリーダー印	エネルギー総合対策局のグループリーダー
出先機関の長印、出先機関の印	出先機関の長（地域県民局にあつては、地域連携室長。第八十八条において同じ。）
地域県民局地域連携室長印、地域県民局の部長印	地域県民局地域連携室長、地域県民局の部長
課長印、室長印、チームリーダー印	課長
出先機関の長印、出先機関の印	出先機関の長（地域県民局にあつては、地域連携部長。第八十八条において同じ。）
地域県民局の部長印	地域県民局の部長

改め、「地域連携室長及び」を削る。

第二十二条第一項の表第一号アウ中「部長」の下に「エネルギー総合対策局長、」を加え、同ア中（エ）を削り、（オ）を（エ）とし、（カ）を（オ）とし、同号イ中「（キ）」を「（カ）」に改める。

第三十一条中「（室長、チームリーダー及びエネルギー総合対策局のグループリーダーを含む。第三十五条第一項及び第三項、第三十六条第一項及び第二項、第四十条並びに第四十六条第一項において同じ。）」を削る。

第三章第四節の節名を削る。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十四条第一項第二号中「及び規則以外」を「規則その他」に改め、同条の前

に次の節名を付する。

第四節 文書の審査

第七十四条第一項中「、県税事務所、健康福祉こどもセンター、農林水産事務所及び県土整備事務所」及び「地域連携室及び」を削り、同条第二項中「地域連携室長及び」を削る。

第八十二条中「地域連携室長又は部長名をもって」を「部長名をもって」に改める。

第四章第六節を削り、第五章中第九十一条を第九十条とする。

別表第一の(一)中

青森県 県庁 工合総務 対策一 局チ グループ 印	(青森県) 事 務所長印	地 域 民 局 室(部)長印
---------------------------------------------	--------------------	----------------------------

(青森県) 事 務所長印	地 域 民 局 部 長印	」
--------------------	-----------------------------	---

なお、回覧の2の案件

「エネルギー総合対策局グループリーダー」印 21, 及び

「地域県民局地域連携室長印 21, 及び」
エネルギー総合対策局

防 災 消 防	課 防	青 防
---------	-----	-----

防 災 消 防	課 防	青 防
財 産 管 理	課 理	青 財 管

高規格道路・津軽ダム対策課	青 高 津
エネルギー総合対策局	青 工 総

高規格道路・津軽ダム対策課	青 高 津
エネルギー開発振興課	青 工 開
エネルギー立地対策課	青 原 立
エネルギー支援室	青 I T E R

別表第三中

中南地域県民局地域連携室	中 東
--------------	-----

東青地域県民局地域連携部	東 東
東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所	東 青 環
東青地域県民局地域連携部環境税務部	東 東 環 税
東青地域県民局地域健康福祉部	東 東 健 福
東青地域県民局地域農林水産部	東 東 農 水
東青地域県民局地域農林水産部青森家畜保健衛生所	東 青 家 保
東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所	東 青 水 改
東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所	東 東 漁 港
東青地域県民局地域整備部	東 東 整 備
東青地域県民局地域整備部駒込ダム建設所	東 東 駒 建
東青地域県民局地域整備部青森港管理所	東 東 青 港 管
中南地域県民局地域連携部	中 東 環 携
中南地域県民局地域連携部弘前環境管理事務所	中 中 弘 環

三八地域県民局地域連携室	三 東
--------------	-----

三八地域県民局地域連携部	三 東
三八地域県民局地域連携部八戸環境管理事務所	三 八 環

同表三八地域県民局地域整備部八戸港管理所の項の次に次のように加える。

西北地域	県民局	地域連携部	西奥同連携
西北地域	県民局	国税部	西奥同国税
西北地域	県民局	地域健康福祉部	西奥同健康
西北地域	県民局	地域農林水産部	西奥同農水
西北地域	県民局	地域農林水産部つがる家畜保健衛生所	西つ家保
西北地域	県民局	地域農林水産部鱒ヶ沢水産事務所	西鱒水産
西北地域	県民局	地域農林水産部鱒ヶ沢水産事務所	西西漁港
西北地域	県民局	地域整備部	西奥同整備
西北地域	県民局	地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所	西整鱒道事
上北地域	県民局	地域連携部	上奥同連携
上北地域	県民局	国税部	上奥同国税
上北地域	県民局	地域健康福祉部	上奥同健康
上北地域	県民局	地域農林水産部	上奥同農水
上北地域	県民局	地域農林水産部十和田家畜保健衛生所	上十家保
上北地域	県民局	地域整備部	上奥同整備
上北地域	県民局	地域整備部小川原港管理所	上整む港管
下北地域	県民局	地域連携部	下奥同連携
下北地域	県民局	地域連携部	下む環

別表第三中下北地域県民局地域連携室の項、青森県税事務所の項から十和田県税事務所の項まで、青森県環境保健センター青森環境管理事務所の項から青森県環境保健センターむつ環境管理事務所の項まで、東地方健康福祉こどもセンターの項から上北地方健康福祉こどもセンターの項まで、青森県立中央病院の項、青森県立つくしが丘病院の項、東地方農林水産事務所の項から西北地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所の項まで及び青森県立海洋学院の項から十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所の項までを削る。

別表第四の三年保存の項第二号中「及び時間外勤務等命令票」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十六号

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

各 出 先 機 関

徴税吏員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

徴税吏員の任命に関する規程（昭和三十二年四月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項中「地域県民局の県税部及び県税事務所」を「及び地域県民局の県税部」に、「県民局」を「職員」に改める。

第二項中「県税事務所に勤務する徴税吏員は県税事務所長」を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表総務部の部中

「防災消防班」を
「防災消防課長」に改め、同表エネルギー総合
「防災消防班」に改め、同表エネルギー総合
「防災消防課長」に改め、同表エネルギー総合
「防災消防課長」に改め、同表エネルギー総合
「防災消防課長」に改め、同表エネルギー総合

エネルギー 総合対策部	エネルギー開発振興班	エネルギー開発振興課長
	原子力立地対策班	原子力立地対策課長
	ITER支援班	ITER支援室長

第二条第三項中「局、」及び「（エネルギー総合対策局長を除く。）」を削る。
第三条防災消防班の項に次のように加える。
財産管理班

一 本庁舎及び合同庁舎の管理に関すること。
第三条工業振興班の項第二号を削り、同条団体経営改善班の項中「農業漁業関係融資」を「農林畜産業に係る融資」に改め、同条水産振興班の項に次の一号を加える。

二 水産業に係る融資に関すること。

第三条エネルギー総合対策班の項中「エネルギー総合対策班」を「エネルギー開発振興班」に改め、同項の次に次のように加える。
原子力立地対策班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

ITER支援班

一 他の班の実施事項の応援に関すること。

附則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第二十八号

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県防災行政用無線通信規程の一部を改正する訓令

青森県防災行政用無線通信規程（平成十二年四月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表無線局の項中 「SCCあおもりけん あおもりちきゅう」を「LASSCOMあおもりけんあおもりちきゅう」に、

「SCCあおもりけん あおもりかはんちきゅう」を「LASSCOMあおもりけんあおもりかはんちきゅう」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

青森県むつ地 球局	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）	SCCあおもりけん むつちきゅう
青森県鯉ヶ沢 地球局	西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸（五所川原県土整備事務所鯉ヶ沢道路河川事業所）	SCCあおもりけん あじがさわちきゅう

青森県むつ地 球局	むつ市中央一丁目（むつ合同庁舎）	LASSCOMあおもりけん むつスーパーはちきゅう
--------------	------------------	------------------------------

「SCCあおもりけん あおもりけんあおもりスーパーはちのへ」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーはちのへ」に、

「SCCじちたいあおもりけん
スーパーボードかはんちきゅうV6」に、

あおもりかはんちきゅうV63」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV63」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV108」を

「LASSCOMあおもりけんあおもり

スーパーボードかはんちきゅうV108」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV6

2」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV62」

に、「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV64」を

「LASSCOMあおもりけんあおも
りスーパーボードかはんちきゅうV64」に、「三戸農村整備地球局」を「三八農村

整備地球局」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV4」を

「LASSCOMあおも
りけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV4」に、「上北地方農林水産事務所農

村整備庁舎」を「上北地域県民局地域農林水産部農村整備庁舎」に、
「SCCじちた
あおも

いあおもりけん
りかはんちきゅうV5」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードか
はんちきゅうV5」に、「西北地方農林水産事務所つがる農村整備庁舎」を「西北地域

県民局地域農林水産部つがる農村整備庁舎」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV

6」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV66」

に、「西北地方農林水産事務所五所川原農村整備庁舎」を「西北地域県民局地域農林

水産部五所川原農村整備庁舎」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV65」を

「L
ASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV65」に、「青森

県水産総合研究センター地球局」を「鱒ヶ沢道路河川・水産総合研究地球局」に、

「西津軽郡鱒ヶ沢町大字赤石町字大和田」を「西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸

（西北地域県民局地域整備部鱒ヶ沢道路河川事業所」に、
「SCCじちたいあおも
あおもりかはん

りけん
ちきゅうV67」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードちきゅう

に、「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV109」を

「LASSCOMあおもりけんあ
もりスーパーボードかはんちきゅうV109」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう

V68」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV6

8」に、「青森県土整備地球局」を「東青地域整備地球局」に、「青森県土整備事務

所」を「東青地域県民局地域整備部庁舎」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV1

07」を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV10

7」に、「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV1」を

「LASSCOMあおもりけんあ
もりスーパーボードかはんちきゅうV1」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV2」

を「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV2」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV3」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV116」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「LASSCOMあおもりけんあおもりスーパーボードかはんちきゅうV116」に、
「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅうV117」を

「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう
V58」に、

「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう
V60」に、

「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう
V60」に、

「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう
V60」に、

「SCCじちたいあおもりけん
あおもりかはんちきゅう
V60」に、

「下北郡大間町大字内山」に、

青森市長島二丁目（青森県庁）

青森市長島二丁目（青森県庁）

青森市長島二丁目（青森県庁）

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字
鳴戸（五所川原県土整備事務所
鰺ヶ沢道路河川事業所）

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字
鳴戸（西北地域県民局地域整備
部鰺ヶ沢道路河川事業所）

「西北地域農林水産事務所」を「西北地域農林水産部庁舎」に、「東地
方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所」を「東青地域農林水産部
東青地方漁港漁場整備事務所」に、「西北地域農林水産事務所西北地方漁港漁場整備
事務所」を「西北地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所」に、「青
森県土整備事務所青森港管理所」を「東青地域農林水産部青森港管理所」に、「青
森県土整備事務所むつ小川原港管理所」を「上北地域農林水産部青森港管理所」に、
「十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所」を「上北地域農林水産部青森港管理所」に改め、
同表通信所の項中、

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令第二十九号

庁 中 一 般

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県民間資金等活用事業推進会議規程の一部を改正する訓令

青森県民間資金等活用事業推進会議規程（平成十四年五月青森県訓令第三十一号）
の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「行政改革・危機管理監」を「総務部長」に改める。

第四条第二項中「委員のうちから議長があらかじめ指名する者」を「総務部次長の
職にある委員」に改める。

第六条第三項中「行政経営推進室長」を「財産管理課長」に改める。

第八条中「行政経営推進室」を「財産管理課」に改める。

別表第一中「財政課長」を「財産管理課担当の総務部次長、財政課長」に改め、
「市町村振興課長」の下に、「財産管理課長」を加える。

別表第二中「会計課長」を（病院局） 経営管理課長 に改める。

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県文化観光振興連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県文化観光振興連絡会議規程（昭和五十四年七月青森県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「経営支援課長」の下に、「新産業創造課長」を加え、「エネルギー総合対策局のグループリーダーのうちエネルギー総合対策局長が指名するもの」を「エネルギー開発振興課長、原子力立地対策課長、地域県民局の地域連携部の地域支援室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三十一号

庁 中 一 般

各 出 先 機 関

労 働 委 員 会 事 務 局

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県労働委員会事務局処務規程（平成十五年三月青森県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号を削る。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

告 示

青森県報発行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県報発行規程の一部を改正する規程

青森県報発行規程（昭和五十一年三月青森県告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第九号から第十一号」を「第十号から第十二号」に改め、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 県病院事業管理規程

第四条第一項第一号中「及びエネルギー総合対策局の庶務担当のグループリーダー」を削り、同項第二号中「地域連携室及び」を削り、同項第三号中「及び県土整備部」を「県土整備部」に改め、「同じ。」の下に「及び県病院局」を加える。

第九条第一号中「エネルギー総合対策局、」を削り、同条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 県病院局

附 則

この規程は、平成十九年四月一日から施行する。

青森県告示第二百五十二号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭